

# 委任サービスの購買条件

## 第1条 契約の内容

乙は本契約に従って甲に対しコンサルティング・サービスならびに情報処理製品の導入・使用および情報システムの開発・運用（以下「対象業務」といいます。）に関する委任サービス（以下「サービス」といいます。）を注文書または添付別紙の「サービスの内容」に従って提供します。

## 第2条 契約期間

- 「月額料金サービス」および「年額料金サービス」の契約期間は注文書記載の「サービス開始日」より1か年とします。ただし、期間満了の1か月前までに乙または甲が書面により更新をしない旨を通知した場合は、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。
- 「確定料金サービス」および「時間当り料金サービス」の契約期間は注文書記載のとおりです。

## 第3条 料金および支払

- 「サービス」に対する料金は、「サービス」の種類に従って、次の各号に区分され「サービス料金」として注文書に記載されます。
  - 月額料金  
「サービス開始日」より起算され請求されます。1か月に満たない月の料金は、1か月を30日として日割計算されます。
  - 年額料金  
「サービス開始日」に最初に請求され、その後はこれに続く各サービス期間の初日に請求されます。契約期間が1年に満たない年度の料金は、1年を365日として日割計算されます。
  - 確定料金  
確定した料金として、注文書記載の支払計画に従い請求されます。
  - 時間当り料金  
「サービス」に対する料金は、注文書記載の時間当り単価が現実提供した「サービス」時間数を乗じた金額（1日につき1時間に満たない場合は、注文書記載の最低料金）とします。また、乙担当員の甲への往復時間のうち乙所定の有料時間その他料金の対象となる時間（電話による「サービス」の提供を含みます。）に対する料金が請求されます。甲の特別の依頼に基づき乙が負担した特別の費用がある場合には、この費用が請求されます。なお、料金は、月単位で集計され、請求されます。
- 甲は、サービスに対する乙の作業結果報告に対する確認日の月末締め、翌々月末日までに支払います。（以下「支払約定日」という。）尚、振込み手数料は、甲の負担とします。
- 甲の責に帰すべき事由により契約代金の全部又は一部を支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、契約代金のうち、支払いが行われていない代金に対し年利3%（甲乙間における本契約が下請法における下請取引の対象となる場合、支払約定日の翌日より支払いの日まで年利14.6%）を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができます。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

## 第4条 サービスの変更

甲は、書面による通知により別添記載の「サービスの内容」を変更できます。乙のサービス内容の変更により、サービス料金の変更が必要となった場合は、対応について甲乙協議の上、決定するものとします。

## 第5条 資料の権利

- 本契約に従って、甲に納入されまたは「サービス」の提供にあたって使用される文書、資料、プログラム、その他の著作物（以下「資料」といいます。）の著作権は、甲に譲渡されるものとします。なお、譲渡対価はサービス料金に含まれるものとします。
- 乙は、甲に譲渡された著作権について、甲および甲から許諾を受けた第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとします。
- 甲が資料に関し、第三者より著作権その他の権利の侵害を理由として損害賠償の請求を受けたときは、乙は弁護士費用を負担する他、他の一切の損失を補償します。また、乙が直接請求を受けた場合は、甲に対して速やかに請求を受けた事実を伝えると共に、侵害が無いよう、資料を修正しなければならぬものとします。

## 第6条 責任

乙は本契約の履行に伴い甲又は第三者に損害を生じさせた場合、甲又は第三者に生じた損害の一切（合理的な弁護士費用を含む）を賠償しなければならぬものとします。

## 第7条 機密保持

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していづれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げたと開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び(3)営業秘密（不正競争防止法第2条第6項の定義するもの）を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもつづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとします。

- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかわらず情報は適用されません。
  - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - 独自に開発した情報
  - 第三者から正当に入手した情報
  - 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 受領当事者は、本契約が終了したとき又は開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還又は破棄するものとします。
- 「関連会社」とは、次の各号にかかわらずのものをいいます。
  - 甲又は乙の議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している法人その他の団体
  - 前号所定の団体が、議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している団体

## 第8条 解約

- 甲又は乙は、相手方に次のいづれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解約することができます。
  - 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
  - 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
  - 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
  - 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
  - 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- 前項のいづれかに該当したときは、解約された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

## 第9条 その他

- 乙は、本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
- 乙は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託する場合は、甲の事前の書面による承諾を得なければなりません。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、第三者の行為（不作為を含む。）につき甲に対し直接責任を負うものとします。
- 甲は、乙の業務遂行状況、および、機密情報等の管理状況を確認するために、乙の事業所内に立入検査することができる。この場合、乙は合理的事由が無い限り、甲に協力するものとします。
- 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とします。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則にもとづき協議し、解決するものとします。
- 乙の帰すべき理由により納入日までに資料を甲に引き渡すことができない場合には、乙は延滞日数1日につき契約金額の千分の一に相当する金額を違約金として支払うものとします。
- 本契約が解約または終了した場合であっても、第5条（資料の権利）、第6条（責任）、第7条（機密保持）、第9条1項（権利義務の譲渡）及び第9条4項（訴訟）は有効に存続するものとします。
- 本契約の解釈は、日本国法に準拠します。

(2020.04.01) B05-01-3